

令和6年度 各派代表者会議概要

日 時	令和7年3月12日（水） 13:00 ～ 13:20
場 所	議会応接室
出席者	<p>【議員】 呉屋等議長、伊波一男副議長、石川慶議員（絆輝クラブ）、山城康弘議員（政進会）、岸本一徳議員（公明党）、知念秀明議員（共生の会）、上里広幸議員（和みクラブ）、宮城政司議員（結・市民ネットワーク）、宮城優議員（マブイ）、我如古盛英議員（じのーんの風立憲・社民）</p> <p>【議会事務局】 仲村厚子（議会事務局長）、平田駒子（議事担当主幹）、伊佐直樹（議事係長）</p>
協議等事項	報告事項 上下水道局からの説明事項について
会議概要	<p>報告事項 上下水道局からの説明事項について （議長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日は、報告事項として、上下水道局からの説明事項があり、上下水道局長が出席されているので、早速、説明の程、よろしく願いしたい。 <p>（上下水道局長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年、全議員に対し、上下水道局職員が詐欺行為で逮捕され、起訴、拘留中に保釈請求を行い、保釈後に飛び降り自殺を図り、自死し、死亡退職となったという報告まではさせていただいたところである。 ・ 本日は、当該職員に対する死亡退職金の支給の可否について手続を執り、一定の結論が出て、遺族にも通知したので、その内容を6項目に分けて説明したい。 ・ 1点目、宜野湾市職員分限懲戒等審査委員会の答申内容として、諮問対象者が死亡退職となったため、審議終了とし、懲戒処分は行わない。 ・ 2点目、昨年12月25日に第1回目の宜野湾市上下水道局退職手当審査会（以下「退職手当審査会」）を開催し、退職手当の不支給処分をすることの諮問を行った。 ・ 3点目、退職手当審査会から遺族に対して退職手当を不支給とすることについて意見陳述するか否かの意思確認を行ったが、期限までに意思表示がなかったことから、意見がないものと扱った。

- ・ 4点目、遺族の相続放棄について、死亡した当該職員は離婚しており配偶者はいない。また、その他の親族は全員、相続放棄をしているため、本市が相続人に対して損害賠償の請求をすることは不可能となった。
 - ・ 5点目、今年2月12日、2回目の退職手当審査会を開催し、退職手当を不支給とする諮問に対する審議結果として、退職手当の不支給は妥当であるとの答申を同日に受けている。
 - ・ 最後に6点目、今年2月18日付、遺族に対し、退職手当不支給通知を配達証明付で発送した。
 - ・ この通知をもって、当該案件についての行政としての対応は終了としている。報告は以上
- (議長)
- ・ 以上で上下水道局からの説明を終了する。

以上